

補綴歯科専門医制度・認定委員会規則

(令和 4年 4月 1日制定)

(令和 4年 7月 15日改正)

(令和 4年 10月 24日改正)

(設 置)

第1条 公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会(以下、「両会」という。)は連携し、合同の運営のもと、補綴歯科専門医制度・認定委員会(以下、「本委員会」という。)を設け、専門医制度及び専門医認定の実施に必要な事業を行う。

(目 的)

第2条 本委員会は、補綴歯科専門医制度小委員会ならびに補綴歯科専門医認定小委員会の運営を管理し、補綴歯科専門医の育成や認定を通して、社会に貢献することを目的としている。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内および幹事1名をもって組織する。

2 委員長は両会の理事長が合議の上、推薦し、両会の理事会に諮って委嘱する。

3 委員および幹事は委員長が推薦し、両会の理事長が両会の理事会に諮って委嘱する。

第4条 委員長は会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、補綴歯科専門医に関する本規則第7条に掲げる事項を審議する。

(委員長、委員の任期)

第5条 委員長、副委員長、委員および幹事の任期は、委嘱後2年とし、両会の定時総会終了の翌日から次々期定時総会終了の日までとする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することができる。

第7条 本委員会は、次の事項を審議する。

(1) 補綴歯科専門医制度小委員会の運営に関する事項

(2) 補綴歯科専門医認定小委員会の運営に関する事項

(3) 補綴歯科専門医制度に関する事項

(4) 補綴歯科専門医認定に関する事項

(細 則)

第8条 この規則の施行についての細則は、両会の理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、本委員会の発議により、両会の規程を検討する委員会での協議のうえ、両会の理事会の承認を得て、一般社団法人日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。